

決定した協定項目

合併期日は 平成23年9月26日

本年4月から本市と藤沢町との合併について協議を行ってきた「一関市・藤沢町合併協議会」が、すべての協定項目の協議を終えました。今後、両市町で住民懇談会が予定されています。



すべての協定項目の協議を終了した一関市・藤沢町合併協議会

且威アラ 漢書の歴史

組織及び機構の取扱い

町名・字名の取扱い

▽一関市は、変更ありません。
▽藤沢町は、「一関市」の後に

行政区の取扱い

藤沢町の行政区の区域は、現行のとおりとすることにしました。

い
姉妹都市・友好都市の取扱

市章、市民憲章、市民歌、市の花、市の木、市の鳥について
は、一関市のものとすることにしました。

い

姉妹都市・友好都市の取扱い

藤沢町の姉妹都市は、一関市に引き継ぐことにしました。

使用料 手数料等の取扱い

▽公の施設等の使用料は、原則として合併時に一関市の使用料に統一することにしました。ただし、同一または類似施設で著しく差異のある使用料は、新市において調整することにしました。

▽各種証明などの手数料は、原則として合併時に一関市の手数料に統一することにしました。

率は地方税法の制限税率を適用し14・7%（現在、市は14・7%、町は12・3%）とすることにしました。

度13・3
年度13・1
度26年度以降14・
**7
度13・3
年度13・1
度26年度以降14・**

特別職の身分の取扱い

▽藤沢町の常勤特別職、議員、農業委員会委員および各種行政委員会委員は、合併の日の前日をもつて夫職しき

◎ 地域自治

▽地域自治区名に付く「町」は「ちょう」と読むことにしました。

金匱要略